社会福祉法人もみの木福祉会 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日

2. 当会の課題

- ・当会は、既に正職員の5割を女性が占め活躍しているが、女性職員比率に比べて女性の管理 職比率が低い。
- ・ライフステージに合わせた働き方の実現に向けた、有給休暇の取得を推進する取り組み。

3. 目標と取組内容・実施時期

目標1

女性管理職を50%程度に増やし、管理職の男女比と正職員の男女比が同程度となるようにする。

<実施時期・取組内容>

- ・2022 年 4 月~ 各部署で上司が職員の育成計画を作成し、職員に共有する。
- ・2023 年 4 月~ 男女公正な昇進基準となっているか検証し、必要に応じて基準の見直しを行う。
- ・2024 年 4 月~ 管理職候補となる男女職員に対して管理職育成研修を実施する。

目標2

全職員の有給休暇取得率を75%以上とする。

<実施時期・取組内容>

- ・2022 年 4 月~ 部署ごとの有給休暇取得率を職員会議及び広報文書での公表により全部署 で共有する。
- ・2023 年 4 月~ 当会のワーク・ワイフ・バランスの取組について、利用者や関係機関に 理解を呼びかける。
- ・2024年4月~ 有給休暇の取得率が低い部署に、理事長が取得率向上を促す。